

議案第 2 0 号

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年宇治市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 1 条の見出し及び同条第 1 項並びに第 1 4 条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 7 条第 6 号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 2 1 条第 3 項中「の総数に」を「（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項又は第 2 9 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に」に改める。

第 2 7 条後段を削る。

第 2 8 条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。